

○比布町要介護認定等の情報提供に関する要綱

(令和2年10月12日告示第118号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、要介護認定の判定を受けた者（以下「本人」という。）の心身の状況に応じた介護サービス計画作成等の介護保険事業の適切な運営のため、要介護認定に関連する資料の提供について、必要な事項を定めるものとする。

(提供目的)

第2条 前条に定める「介護サービス計画の作成等」とは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成
- (2) 総合事業における介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成
- (3) 地域ケア会議における個別事例の検討
- (4) 介護老人福祉施設等における入所に関する検討のための委員会での特例入所判定及び施設への優先入所対象者の判定
- (5) 認知症日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定
- (6) その他第1号から第5号に類する目的であって、本人の介護サービス提供等に資すると町長が認めるもの

(提供対象資料)

第3条 提供する情報は次に掲げるものとし、閲覧又は写しの交付により行うものとする。

- (1) 認定調査票（概況調査・基本調査・特記事項）
- (2) 主治医意見書

(提供対象者)

第4条 情報の提供を受けることができる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

ただし、前条第2号の資料について本条第1号及び第2号並びに第6号の者からの申請により提供する場合、当該意見書を作成した主治医の同意がある場合に限り提供するものとする。

- (1) 本人
- (2) 本人の親族（配偶者又は三親等以内の親族に限る。）
- (3) 本人の介護サービス計画の作成を行う居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設又はその他の事業者
- (4) 入所判定に必要な介護老人福祉施設等
- (5) 本人の主治医意見書を作成する医師
- (6) 成年後見人の法定代理人
- (7) その他第2条各号に類する目的で使用する者であって、本人の介護サービス提供等に資すると町長が認める者

(申請の手続き)

第5条 情報の提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、要介護認定等に係る情報提供申請書（様式第1号又は様式第2号）に必要事項を記載し、申請者が当該情報の提供を受けることに同意する本人等の署名を付して、町長に提出しなければならない。ただし、要介護認定・要支援認定・要介護更新認定・要支援更新認定申請書において、事業者に対し情報提供することについて本人の同意がある場合はこの限りでない。

2 申請者は、前項の申請を行う際に、町長から前条各号に規定するものであることを証する書類の提示を求められたときは、これに応じなければならない。

（提供を受けた者の遵守事項）

第6条 本要綱に基づいて情報の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 提供を受けた情報を、第2条各号の目的以外に使用しないこと。
- （2） 提供を受けた情報を、本人の同意を得ることなく第3者へ漏らさないこと。
- （3） 提供を受けた資料の漏えい、改ざん、紛失及び破損等の事故が起こらないよう適正な管理に努めること。
- （4） 提供を受けた資料を保有する必要がなくなった場合は、速やかに破棄すること。
- （5） 本人又は町から提供資料の提示又は返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。

（遵守事項違反に対する措置）

第7条 町長は、情報提供を受けた者又は提供を受けた者の属する事業者もしくは施設等が、前条各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、それ以降の情報提供に応じないことができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。